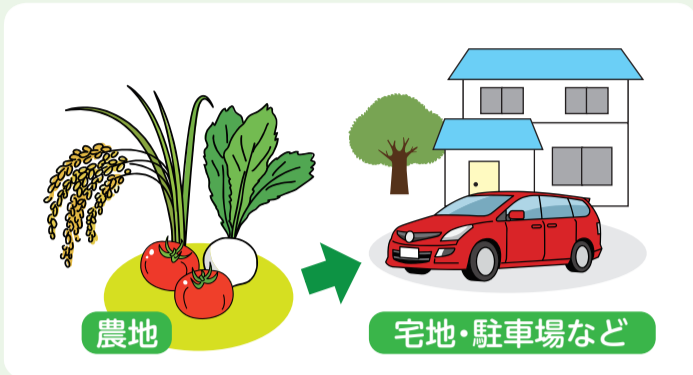


農地を農地以外に利用するときは、農地法の許可が必要です

●農地転用とは?

農地を農地以外(住宅・駐車場・資材置場等)に利用することです。



●許可が必要なのは?

登記地目が農地以外でも、農地として利用している場合は、許可が必要になります。

●農地改良する場合は?

耕作するために盛土等をする場合は、一時転用許可または届け出が必要です。

届け出で済むものは、農地面積が1000㎡未満で工期は3カ月以内、これ以外は許可が必要となります。

●農地転用許可を受けていない場合は?

無断転用は農地法の違反となり、工事の中止や原状回復、また3年以下の懲役や300万円以下(法人は1億円以下)の罰金などの処分を科せられる場合もあります。

農地転用をする場合は、必ず申請をして許可を受けましょう。

詳しくは、農業委員会事務局・農地係(☎0276-20-9715)までお問い合わせください。

農業者年金受給権者の皆さんへ

現況届は必ず出しましょう

届け出が無ければ
差し止めになります

現況届は**5月末日**までに農業者年金基金からご自宅へ郵送されます。

住所・生年月日・氏名を記入し、**6月1日から6月30日(土・日を除く)**の間に、農業委員会事務局、各行政センター、農協の各支所へ提出してください。

現況届の提出がなかった場合は、受給資格の確認ができないため、11月の支払いから年金が差し止めになりますので注意してください。

住所変更があった場合は、現況届に新しい住所を記入し、農協各支所で住所変更の手続きをしてください。



経営移譲年金・特例付加年金受給者の方へ

次の事項の確認をしてください

- 1 現在、農地等(自留地を除く)の耕作または養畜の事業を行っていない。
- 2 現在、耕作または養畜の事業を行う農地所有適格法人(農業生産法人)の組合員・社員・または株主となっていない。
- 3 経営移譲(経営継承)時に後継者に貸し付けた農地について返還を受けていない。もしくは後継者が使用収益権の移転または設定をしていない。(支給停止除外事由に該当する場合を除く)

農地の取得や借入・貸付地の返還があった場合は、**経営移譲年金**や**特例付加年金**が支給停止になることがあります。

農地の売買・貸借等をされる場合は、農業委員会事務局にご相談ください。

農業委員会事務局 ☎ 0276-20-9715

家族経営協定を結びましょう

家族経営協定とは、農業経営や生活、将来の目標などを家族で話し合い、文章にまとめるものです。

家族だからこそ、気持ちよく働き、生活するための環境づくり、ルールづくりが必要です。

家族経営協定を締結すると農業者年金保険料の補助が受けられます。経営主(認定農業者等かつ青色申告者)と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者、後継者は下表の内容で政策支援の補助が受けられます。

保険料月額	35歳未満	35歳以上
うち補助額	10,000円	6,000円
うち自己負担額	10,000円	14,000円

※補助を受けるためには一定の要件がありますので、農業委員会事務局にご相談ください。

耕作していない農地の管理をお願いします!

耕作放棄地は周りの人に大変迷惑になりますので、耕作や除草などをするようにお願いします。

また耕作ができず農地が荒れてしまっている場合は、解消するための費用の補助が出る場合がありますので、**太田市農業政策課**

(☎0276-20-9714)へお問い合わせください。また農業経営基盤強化促進法(利用権設定)による農地の貸し借りを利用し、農地の有効利用に努めてください。



令和2年度農地パトロール(利用状況調査)結果

市内全域の農地を対象に調査を実施しました。耕作放棄地の面積は右表のとおりです。

	田	畑	合計
	34.6ha	24.5ha	59.1ha

ごみを捨てないで!



農地にごみが捨てられてしまうと耕作の再開や耕作放棄地を解消するときに大変困ってしまいます。また水路には地域を潤す大切な水が流れていますので、刈った草やごみを捨てないでください。皆さまのご協力をお願いします。